

【現行制度】

実施主体	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会		
貸付事業	① 就職準備金	貸付金額	200,000円
		貸付条件	・保育士登録後1年以上経過した方 ・保育所等を離職後1年以上経過した方 ・保育所等に勤務経験のない方
	② 保育料半額	貸付対象	未就学児を持つ保育士
		貸付金額	上限 月額27,000円
		貸付期間	上限 12か月
		貸付条件	・新たに保育所等で保育業務に従事する方 ・既に保育所等に雇用されており、産後休暇又は 育児休業から復帰して保育業務に従事する方
特記事項	継続して2年以上保育業務に従事した場合、貸付金の返済義務が全額免除(週30時間以上の勤務を要する)		

【拡充案】

保育料半額事業において、現行の県制度を市独自で次のとおり拡充する。

就職先の拡充

貸付対象とする就職先について、市内幼稚園及びこどもの家も対象とする。

対象とする保育料(施設)の拡充

対象とする保育料(利用施設)について、市内幼稚園及びこどもの家も対象とする。

理由

三方よし人材バンクの就職紹介施設は幼稚園及びこどもの家も対象であること。  
子どもが幼稚園を利用している潜在保育士もいること。  
子どもが学童保育所を利用している潜在保育士もいること。

支援方法

補助金の交付とする。

保育料の1/4を勤務実績に応じて年度末に一括支払とする。(2年を限度とする。)

補助の上限額は13,500円/月(県の上限の半額)とする。(県:1/2を1年 市:1/4を2年)

理由

県の制度は2年間勤務することで返済免除になるため、同様に2年勤務を確保する。  
貸付制度だと、返済免除の条件(2年間勤務)を満たせない場合は貸付金の回収が生じる。  
1/4補助を2年間行うことで、県の貸付金と同等の支援になる。

【県事業対象と市事業対象の整理】

◎保育料半額貸付事業

就労先	保育料支援		
	利用施設	県制度	市制度
市内保育所	保育所	○	県を適用
	幼稚園	×	○
	学童	×	○
市内幼稚園 (恒常預かりあり)	保育所	○	県を適用
	幼稚園	×	○
	学童	×	○
市内学童保育所	保育所	×	○
	幼稚園	×	○
	学童	×	○

《参考》

※各施設別の最高貸付額

保育所最高額(上限設定あり)

県制度(1/2) 27,000円/月

市制度(1/4) 13,500円/月

幼稚園最高額(市のみ)

通常保育 1,575円/月

預かりも利用(恒常) 4,575円/月

学童保育所最高額(市のみ)

通年 2,500円/月

季節(最高額) 5,500円/月